

○財務省告示第七十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十九年五月十一日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年六月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四  
十六回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に  
る法律（平成二十四年法律第  
一号）第三条第一項並びに特  
会計に関する法律（平成十九  
法律第二十三号）第四十六  
一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において  
定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 価 法 入  
 札 格 競 決  
 発 競 定 の  
 争 行 争  
 入 入  
 非 競 争  
 札 発 行  
 国 債 市 場  
 特 別 参 加  
 者 ・ 第 I  
 非 争 入 札  
 及 入 札  
 行 争 入 札  
 債 市 場  
 別 参 加  
 第 II 非

争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競  
 る も の に よ る 発 行 一 以 下 一 国 債  
 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
 て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別  
 し た 後 に 行 わ れ る 入 札 であ っ  
 び 価 格 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非  
 を 定 め る も の に よ る 発 行 一 以 下  
 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
 であ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市  
 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 競 争 入 札 発 行 一 と い う 。  
 と す る も の に よ る 発 行 一 以 下 一  
 て 得 ら れ る 価 格 を そ の 発 行 一 非  
 価 格 を 募 入 額 に よ り 加 重 平 均 し

各 申 込 み の うち 応募 価 格 の 高 い  
 も の か ら そ の 応募 額 を 順 次 割 り  
 当 て る 。  
 各 申 込 み の 応募 額 を 案 分 に よ り  
 割 り 当 て る 。  
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市  
 募 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申  
 込 み の 応募 額 を 割 り 当 て る 。





十  
三

者・第  
格・第  
別加  
債場  
行及  
争入  
非札  
者格  
第I

十  
四

初  
期  
利  
子

年○一パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加、次の算式によ  
り算出した金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{52}{365}$$

平成二十九年九月二十日を支払  
期とし、次の算式により、支払  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う。以  
下、次の号及び第十六号におい  
て規定する期日について同じ。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十  
五

第  
二  
期  
子

毎年三月二十日及び九月十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する

十  
七

償  
還  
金  
額

平成三十九年三月二十日  
額面金額百円につき百円

二 十 十  
十 九 八

払 者 入 払 元  
込 札 場 利  
期 参 所 金  
日 加 支

平 財 日  
成 務 本  
二 大 銀  
十 臣 行  
九 か  
年 ら  
五 通  
月 知  
十 を  
一 受  
日 け  
た  
者